

＜ 受動喫煙防止対策助成金 ＞ ※ 中小企業のみ

職場の受動喫煙を防止するために、喫煙専用室等の設置等を行う場合に助成

※ <> は生産性要件を満たした場合
 ※ () は中小企業事業主以外
 ※ (-) は中小企業事業主のみ

内 容	助 成 額
受動喫煙防止対策助成金	
一定の基準を満たす喫煙専用室等の設置などにかかる工費、設備費、備品費、機械装置費など	上限 100 万円 設置にかかる工費、設備費、備品費、機械設置費等の経費の 2 / 3 (ただし、飲食店以外の中小企業事業者の場合は 1 / 2)

助 成 対 象 (健康増進法で定める既存特定飲食提供施設に限ります。)	要 件	喫煙以外での使用
喫煙専用室を 設置・改修する場合 (既存特定飲食提供施設)	○ 出入口における風速が毎秒 0.2 m 以上 ○ 煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること ○ 煙を屋外又は外部の場所に排気すること ○ 専ら喫煙の目的で使用するための構造や設備であること	不 可
指定たばこ専用喫煙室を 設置・改修する場合 (既存特定飲食提供施設)	○ 出入口における風速が毎秒 0.2 m 以上 ○ 煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること ○ 煙を屋外又は外部の場所に排気すること	可

詳細・申請様式・提出先

詳細	申請様式	問い合わせ・提出先
厚生労働省 ホームページ	リンク先へ (下方にあります)	山形労働局 労働基準部 健康安全課 〒990-8567 山形市香澄町 3-2-1 山交ビル 3 階 TEL 023-624-8223